

「台湾東部地震医療支援金」の税法上の取扱いについて

1. この度の支援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人の場合

所得税の控除として、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。

①所得控除：寄附金合計額(*1)－2,000円＝所得の控除額

*1 年間所得金額の40%相当額が上限

②税額控除：(寄附金合計額(*1)－2,000円)×40%＝所得税の控除(*2)

*1 年間所得金額の40%相当額が上限

*2 所得税額の25%が上限

(2) 法人の場合（医療法人等）

「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。

上記の詳細な取扱いについては、国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

2. 領収書の発行について

- (1) ご希望に応じて発行いたしますので、別紙2「寄附金領収書発行依頼書」を郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で日本医師会経理課までお送りください。
- (2) 領収書のお届けまでは、入金日から最大2か月程度かかる見込みとなりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。
- (3) 「税額控除」に必要な証明書を合わせてお送りします。

(問い合わせ先)

日本医師会 経理課

電話：03-3942-6486（直通）